

全大阪生活と健康を守る会連合会との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和7年12月26日（金）15時15分 ～ 17時15分
- 2 場 所 市役所地下1階 第11 共通会議室
- 3 団 体 名 全大阪生活と健康を守る会連合会
- 4 協議等の趣旨 平和と民主主義・くらしと健康を守る 2026 年度予算要望書
- 5 出 席 者
(団体側)
27 人
(本 市)
福祉局 4 人

6 議 事

(1) 住宅扶助について（項目番号 5. (1) 25. イ～チ）

団体要望概要

- ・住宅扶助について、公営住宅に当選した場合に敷金扶助を支給してほしい。自弁できる場合であってもまずは申請を促すべきである。扶助が可能であることを各実施機関に周知徹底してほしい。

本市説明概要

- ・低額な公営住宅への敷金扶助については、低額になるとともに転居することが当該世帯の自立更生に資するかという観点での検討を行う必要がある。転居の目的のために貯蓄する場合もあるため、転居費用をどうするのか確認することはあり得る。

(2) 入院時の基準生活費・入院患者日用品費について（項目番号 5. (1) 29. ハ）

団体要望概要

- ・入院時の基準生活費について、入院中は他にかかる費用もあり、基準額ではやり繰りできない。
(意見のみ)

(3) 医療を受ける際のマイナンバーカードによる資格確認について（項目番号 5. (1) 29. ホ）

団体要望概要

- ・生活保護受給者がマイナンバーカードを取得するメリットは何か。
- ・保険証登録したマイナンバーカードがあれば事前手続きなく受診してよいのか。

本市説明概要

- ・医療データの連携ができるため、マイナンバーカード対応の医療機関が増えれば、メリットになると考える。また、事前に登録を行えば、医療券の送付は不要になる。
- ・医療を受ける場合は、今までどおり事前にケースワーカーへ届出は必要である。

(4) 葬祭扶助の支給について（項目番号 5. (1) 35.）

団体要望概要

- ・生活保護を受給していない姉が死亡し、生活保護受給中の妹が葬祭扶助を申請し執行したが、後になって姉名義の通帳カードが見つかり、貯金が120万円あることが判明した。ケースワーカーから、通帳やカード等の提出を求められた。

本市説明概要

- ・扶養義務者以外が葬祭執行者である場合に、亡くなった方の遺留金品は、報告が必要となる。遺留金品は、扶助した葬儀費用分を充当する。本件のように妹（扶養義務者）が葬祭執行者の場合は、遺留金は相続の対象となる。遺留金品の資力発生日は死亡日であり、相続されれば、収入認定や返還の対象となる。

(5) 医療扶助の一部負担導入を求める国への要望について（項目番号 5. (1) 2.）

団体要望概要

- ・医療扶助の一部負担導入について、最低生活費の保障をどう考えているのか。受給者に負担を強いる改正を求めているように見て取れる。
- ・やり繰りができなくて、受診を断念する人が出てくるのではないかと。医療のありかたは慎重に考えてほしい。

本市説明概要

- ・一部自己負担だけを求めるのではなく、最低生活費の積算を見直し、支給した保護費の中で医療費の一部自己負担を含めてやり繰りすることを想定している。この項目については、個別の運用ではなく、生活保護制度の改正を含む問題であるため、要望として求めている。
- ・保護費については、医療費を含めた総額を支給したうえで、やり繰りすることを想定している。

(6) 最高裁判決に係る対応について（項目外）

団体要望概要

- ・国への要求事項について、最高裁判決の結果に基づいて、謝罪や引き上げを求める。

本市説明概要

- ・判決の結果を受け、国が対応方針を示すとされており、示されたものに基づきすみやかに支給事務を行うこととなる。